

応援職員の派遣の在り方に関する 研究会(第2回)説明資料



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

平成29年4月11日

兵庫県防災企画局長

関西広域連合広域防災局次長

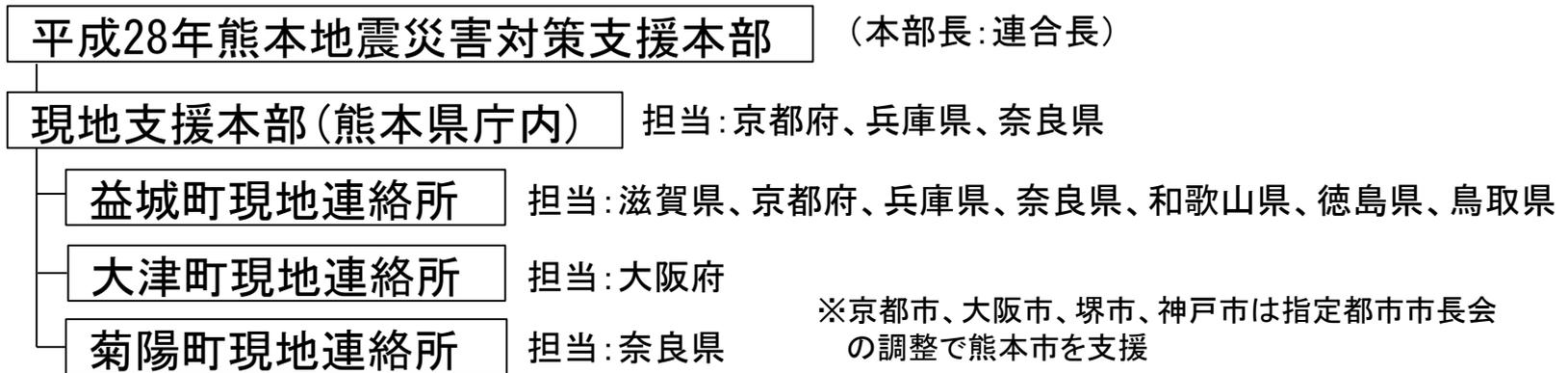
坂本 誠人

1 熊本地震における関西広域連合の対応

(1) 九州地方知事会との応援協定に基づく応援

○関西広域連合と九州地方知事会は、「災害時の相互応援に関する協定」を平成23年10月31日に締結

(2) 支援体制



【対応状況】

- 4月14日(木) 21:26頃 前震発生
- 23:00 先遣隊3名出発
- 4月16日(土) 1:25頃 本震発生
- 6:00 現地支援本部設置
- 14:00 「熊本地震災害支援会議」開催(構成団体防災監、危機管理監等出席)
- 4月20日(水) 「平成28年熊本地震災害対策支援本部」設置
- 益城町・大津町現地連絡所設置
- 4月21日(木) 菊陽町現地連絡所設置

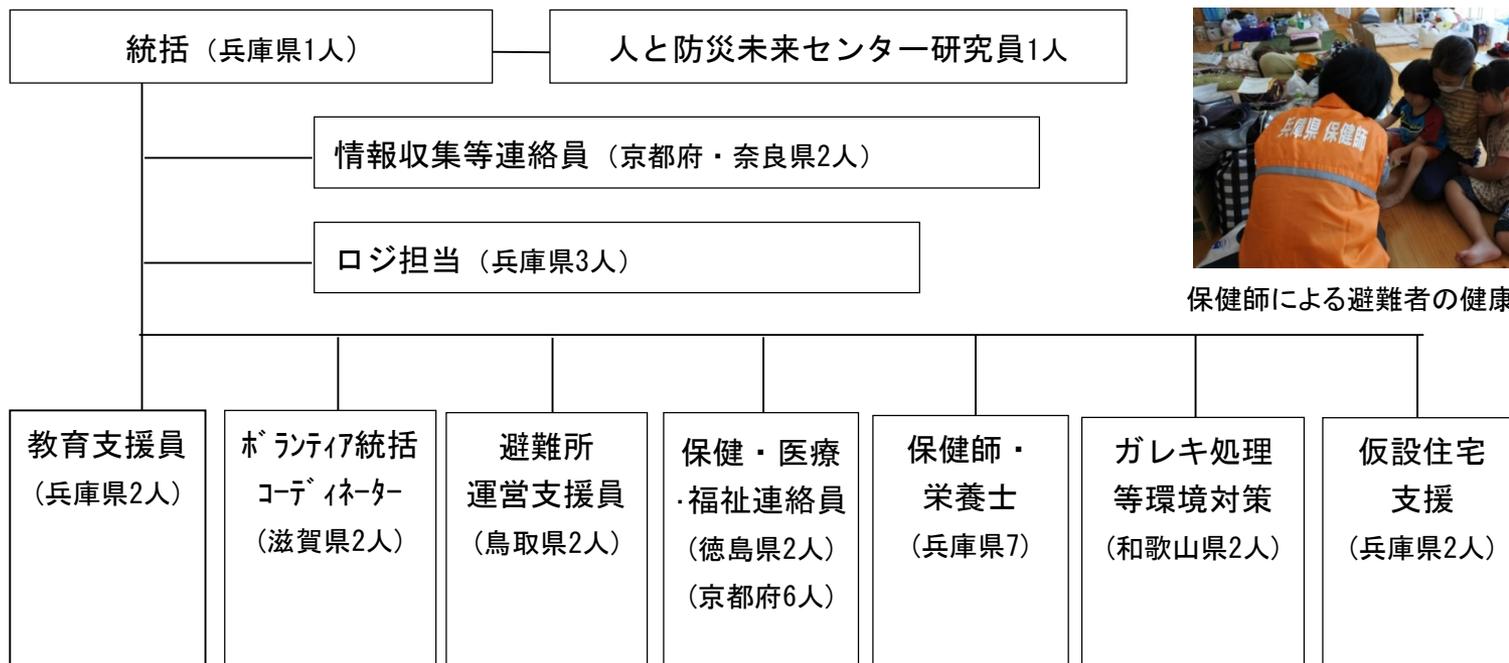
1 熊本地震における関西広域連合の対応

(3) 支援チームの派遣

被害の深刻な益城町に対し、分野別の専任職員で構成する支援チームを派遣

益城町

○支援チーム〔第5陣の体制(派遣職員数最大時)〕 5月18日～25日 総人数32人



保健師による避難者の健康管理活動

○その他 避難所運営支援、家屋被害認定、窓口業務支援職員を派遣

2 兵庫県の取組

(1) 兵庫県と県内市町が一体となった支援

○支援の根拠 → なし

- ・兵庫県と県内41市町が平成18年11月1日に、「兵庫県と市町相互間の災害時応援協定」を締結(県内応援のみ)

○県市町振興課が実施した県内市町への応援要請

- ・東日本大震災に準じ、市町振興課を通じて県内市町に協力を要請

〔県の役割〕

- ①現地との調整(必要人数、業務内容等)
- ②県内市町ローテーションによる継続的支援
- ③ローテーション時の引き継ぎ支援
- ④現地情報の提供
- ⑤派遣職員に対する現地支援チームによるサポート
- ⑥特交等財政措置の調整

2 兵庫県の取組

(2) 家屋被害認定士の養成

○兵庫県家屋被害認定士制度について

- ・兵庫県職員が講師となり、年1回、市町職員、県職員等に研修を実施
- ・研修内容
 - 被災者支援制度
 - 被害調査及び罹災証明発行に係る業務
 - 内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等
- ・研修終了者には兵庫県知事名の「家屋被害認定士証」を交付
- ・H17年度からH28年度までに、家屋被害認定士を1,644人養成
- ・近年の派遣実績

派遣を行った災害	派遣先	派遣延人数	期間
平成23年 3月 東日本大震災	多賀城市、名取市、仙台市、石巻市	688人	37日間
平成25年 4月 淡路島地震	淡路市、洲本市	377人	15日間
平成26年 8月 阪神・丹波豪雨	丹波市	145人	9日間
平成28年 4月 熊本地震	益城町、大津町	525人	84日間
平成28年10月 鳥取県中部地震	倉吉市	151人	25日間

○関西広域連合における取組

- ・構成団体の持ち回りにより、家屋被害認定業務研修を実施
- ・H24年度からH28年度までに、家屋被害認定職員を346人養成

2 兵庫県の取組

(3) ひょうご災害緊急支援隊

項目	県内版(H22. 9創設)	県外版(H25. 3創設)
対象災害	兵庫県内の災害で、被災市町だけでは対応が困難と認められる災害	兵庫県外の災害で、府県域を越えて広域的な応援が必要と認められる災害
派遣先	被災市町災害対策本部	被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部
派遣内容	<ul style="list-style-type: none"> ○先遣隊 防災部局職員等を1班あたり2～4名で編成 ○専門家 市町から派遣要請のある分野(避難者対策、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、こころのケア等)ごとに1～2名の専門家を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○先遣隊 防災部局職員から数名を選任 ○本体 被災地ニーズのある分野(避難者対策、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、こころのケア等)で数名～数十名のチームを構成
派遣期間	先遣隊: 災害発生から概ね3日程度 専門家: 概ね1週間程度	先遣隊: 災害発生から1週間程度 本体: 災害応急対策が概ね終了するまでの間、1週間程度で交代し、継続的に派遣
登録者数	139人(防災部局等職員、土木、建築職など) 県: 122人、市町11人、その他6人)	1,773人(防災部局等職員、土木、建築職など) 県: 511人、市町1,122人、社協等140人
派遣実績	平成26年丹波豪雨	平成28年熊本地震(南阿蘇村支援)

3 課題

(1) 短期の応援職員派遣に関して

① 都道府県支援の限界

- ・都道府県職員では、市町村業務の支援は難しい。

② 市町村職員の域外応援システムの欠如

- ・全国知事会協定には、市町村職員の派遣が明記されていない。
- ・根拠は、災対法第74条の2に基づく内閣総理大臣の指示しかない。
- ・調整役が不在(不明確)

③ 自治体による支援はボランティアか？

〔救助法対象経費、自治法派遣〕 → 全額被災団体負担

〔自治事務(家屋被害認定、窓口業務等)〕 → 特別交付税措置

➤ 応援側に自己負担があると人が集まらない。

④ 大規模災害時の限界

- ・災対法では、応援職員は「応援を受ける市町村長の指揮の下に行動」
→ 被災団体の指揮命令システムが機能していない場合がある。

4 提案

(1) 市町村職員動員・調整システムの確立

- ① まずは、被災都道府県が区域内市町村の応援調整を行う
- ② 応援側の都道府県が管内市町村の調整を行い、一緒に対応する
その場合、指定都市も都道府県で調整
- ③ 応援都道府県が管内市町村と調整するにあたり、根拠となる法の整備が必要
- ④ 財政負担の解消が不可欠

4 提案

(2) マネジメント支援

- 被災団体の首長に経験や知識が乏しい場合
- 大規模な被害で組織的な対応が困難な場合には、災害対策組織の立て直しのための、首長に対する支援が必要

【必要な条件】

- ・明確なミッション(行って何をするのかを明確に)
- ・高位の職(被災市町村長と対等に話ができる者)
- ・一定の権威(国からの派遣等のお墨付きがないと無視される)
- ・災害対応の経験と知識
- ・自律型のチーム(災対本部支援は応援職員だけでやり切れるチームで、個別分野には助言者として専門職員を)
- ・組織的なバックアップ(派遣元団体からのロジや情報提供、メンバー交代等の支援)